

【別紙2】

日立市スポーツ少年団本部指導者協議会規程

（総則）

第1条 この規程は、日立市スポーツ少年団本部規約第15条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という）に関することを定める。

（目的）

第2条 協議会は、日立市スポーツ少年団本部登録指導者（以下「指導者」という）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議し、これに必要な活動を展開することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、日立市スポーツ少年団本部に意見を具申する。

- （1）指導者の資質の向上に関すること。
- （2）指導者の育成に関すること。
- （3）生涯スポーツへの取り組みに関すること。
- （4）その他前各号に関連すること。

（活動内容）

第4条 協議会は、前条の協議事項について必要な活動を展開する。

（構成）

第5条 協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」）公認ジュニアスポーツ指導員、スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター、リーダー会指導委員及び各種目連絡協議会等の代表を委員として構成する。

（役員）

第6条 協議会は、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
委 員 若干名

（協議会）

第7条 協議会は、必要に応じて随時これを開催することができる。

- 2 協議会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。但し、予め書面により議決を委任したものは出席したものとみなす。
- 3 日立市スポーツ少年団本部の本部長及び副本部長は、協議会に出席して意見を述べることができる。

- 4 協議会の会長は協議会の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 協議会での討議内容の議事録を作成し、委員に配布する。

（役員を選出）

第 8 条 役員は、第 5 条に定める代表のうちから選出する。ただし、会長及び副会長は、委員の互選で決める。

（任期）

第 9 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

（リーダー会）

第 10 条 協議会にリーダーの資質の向上をはかるため、リーダー会を置く。

- 2 リーダー会規約については別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 28 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 11 年 11 月 5 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 3 年 4 月 21 日から施行する。

《委員選出に関する補則》

1 各種目連絡協議会からの選出の場合

- （1）実際に指導に当たっていること
- （2）JSP0 公認コーチングリーダー、JSP0 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）であること（取得見込も可）
- （3）常任理事を兼ねないこと

附則

- 1 この補則は、平成 11 年 4 月 28 日から適用する。
- 2 この補則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この補則は、令和 3 年 4 月 21 日から適用する。
- 4 この補則は、令和 7 年 4 月 22 日から適用する。